

## 水平線のムコウ ～Over the Horizon～

元領事のつれづれ話

栃木県国際交流協会 参与 石塚勇人

(第5回：2020年5月第2週)

### 領事の仕事（その2）

今回は、在外公館の領事が担う主要な仕事について、具体的にお話ししていきます。

#### 行政サービス

海外にあっては、在留邦人、旅行者を問わず全ての日本国籍者は、必ずパスポートを所持しています（不法滞在者等の一部例外を除く）。海外では、パスポートが自分自身であることを証明できる唯一の身分証明書ですので、有効期限前には必ず更新手続きを行う必要がありますし、紛失・盗難が起きれば再発行の手続きも必要です。また、現地に在留していれば、在留許可申請、社会保障制度加入、子供の学校の入学・転入手続き等では、出生、婚姻等の身分に関わる各種証明書を滞在国の当局に提出する必要が生じます。また、現地で婚姻をする、子供が生まれるなどの場合には、それら身分事項の変更に伴い、日本国民として戸籍関係の届け出が必要になります。それらのパスポート、証明書等の発給、戸籍届け出の受け取りなどを行っているのが領事窓口です。また、1999年から海外においても国政選挙への投票ができるようになりましたが、これら在外選挙にかかわる業務も領事の仕事です。

#### 邦人保護

また、在留邦人に限らず旅行者にも言えることですが、海外で日本人が事件・事故に遭う、テロ、自然災害などに巻き込まれる、あるいは急病になるケースというのはしばしば起こり得ることです。このような場合、在外公館が安否確認を行い、必要に応じて現場に駆け付け、被害に遭った邦人の支援を行います。これらの業務が邦人保護です。特に、民族対立や少数民族への抑圧、難民の発生に伴う移民問題、隣国同士の領土問題等々で世界の政情が混んとしている昨今、テロは地球上のどこで発生しないとも限りませんので、日常から現地の政治やテロの情勢をフォローし、重要な情報があればメールやSNS、公館のHPを通じて邦人への注意喚起を行っています。また、海外で発生する感染症の対策では、多くの在外公館では領事部が中心となって対応しています。まさに今、世界的パンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症は、中国の武漢で初

症例が確認された訳ですが、北京にある在中国大使館では発生初期の段階から全館体制を敷いて、在留邦人・旅行者に向けて注意喚起のメールを連日発信するとともに、邦人の国外退避オペレーションでは中国政府と連日交渉を行い、在留邦人の所在、帰国意思の有無の確認をはじめ現地側とチャーター機受け入れの調整も行うなど、連日夜を徹して対応に当たりました。海外において、邦人の生命・安全を守ることは在外公館の重要な任務です。

## 子女教育

在留邦人の多い海外の都市には、日本人学校や補習授業校が設立されています。これらの学校は私立学校ですが、在留邦人子女のために現地日本人会などが運営主体となって設立され、公益的な性格を有することから、政府が在外教育施設として認定しているものです。政府（外務省及び文部科学省）は、これらの教育施設について、義務教育課程に該当する小学1年から中学3年部分への支援を行っています。この政府支援を、現地で担当・調整することが領事の仕事の一つになっています。日本人学校及び規模の大きな補習校には、文科省を通じて都道府県の教育委員会から教員が派遣されている他、在外教育施設に対しては財政的な支援、安全対策指導等を行うとともに、運営全般についても助言を行っています。筆者の前任地である在ニューヨーク総領事館では、管轄地域内に2校の日本人学校と10校の補習授業校が設置されており、総領事館ではこれらの学校と日常的に連携を図り、各学校の運営にも間接的に関わってきました。

## 査証（ビザ）

現在、栃木県には4万2千人以上の外国人が暮らしています。これらの外国人の方々が日本に入国して滞在許可を取得するには、自分の国を出国する際に日本大使館や総領事館で査証（ビザ）の発給を受ける必要があります。在外公館で、ビザの申請を受け付けて審査・発給を行うのが査証業務です。近年は、政府のインバウンド促進政策もあってビザの発給件数は年々増加傾向にあり、2018年には全世界の在外公館で計695万件以上のビザが発給されました。

今回は、領事の仕事を通じて現地の日本人コミュニティと在外公館との関わりについてお話しします。

おわり